

○八王子市国民健康保険被保険者資格確認書等（特別療養）の交付及び保険給付の差し止め等の取り扱いに関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、国民健康保険税を滞納している世帯主及びその世帯に属する被保険者の国民健康保険資格確認書または有効期限内の国民健康保険被保険証（以下「資格確認書」という。）の返還等の取扱いに関し、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第54条の3及び第63条の2に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（資格確認書の返還対象）

第2条 法第27条の5の2の規定により資格確認書の返還を求める世帯主は、国民健康保険税の納期限後、財産調査等の結果、所得・資産を勘案すると十分な担税力があると認められるにも関わらず、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第27条の4の3に規定する期間を超えて納付がない次の各号のいずれかに該当する世帯主とする。

- （1）納税相談を行わない者
- （2）納税相談・納付指導及び分納誓約等において取り決めた国民健康保険税の納付方法を誠意を持って履行しようとししない者

（資格確認書の返還等）

第3条 省令第27の5の2の規定により資格確認書の返還を求めようとするときは、国民健康保険資格確認書返還請求通知書（第1号様式（様式略））で資格確認書の返還を求めるものとする。

（資格確認書の返還除外世帯）

第4条 その世帯に属する被保険者が、法第54条の3及び省令第27条の4の2に定める医療に関する給付等（以下「医療に関する給付等」という。）を受けていて、国民健康保険届出書兼同意書（第2号様式（様式略））による届出があった世帯、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「政令」という。）第1条に規定する特別の事情に該当し、特別の事情等に関する届（第3号様式（様式略））の提出があった世帯に対しては、資格確認書の返還を求めない。

（資格確認書等（特別療養）の交付）

第5条 第3条に規定する手続を経て、資格確認書の返還があった世帯主及び返還があったとみなされる世帯主に対し、マイナ保険証（健康保険証利用登録がされたマイナンバーカード）

ド)を保有していない被保険者については国民健康保険資格確認書(特別療養)(以下「資格確認書(特別療養)」という。)を、マイナ保険証(健康保険証利用登録がされたマイナンバーカード)を保有している被保険者については国民健康保険資格情報のお知らせ(特別療養)(以下「資格情報のお知らせ(特別療養)」という。)を交付する。(以下「資格確認書(特別療養)又は資格情報のお知らせ(特別療養)」を「資格確認書等(特別療養)」という。くわえて、資格確認書又は資格情報のお知らせを「資格確認書等」という。)

(資格確認書等(特別療養)交付世帯主への資格確認書等の交付)

第6条 資格確認書等(特別療養)の交付を受けている世帯主(以下「資格確認書等(特別療養)交付世帯主」という。)で、次の各号いずれかに該当するときは、省令第6条に定める資格確認書等を交付するものとする。

(1) 国民健康保険税を完納したとき。

(2) 滞納額が著しく減少したとき。

(3) その世帯に属する被保険者が、医療に関する給付等を受けるに至り、国民健康保険届出書兼同意書(第2号様式(様式略))による届出があった場合又は政令第1条の2に規定する特別の事情が生じたとき。

(4) その他市長が特別な理由があると認めたとき。

(保険給付の支給申請)

第7条 資格確認書等(特別療養)交付世帯主が、法第54条の3の規定による特別療養費の支給を受けようとするときは、領収書等審査に必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 前項に規定する世帯主の国民健康保険税の滞納がその納期限から省令第32条の2に規定する期間内の場合は、その世帯主に対して十分な納税相談及び納付指導を行ったうえで、保険給付を行うものとする。

(保険給付の一時差止世帯)

第8条 法第63条の2第1項の規定により、保険給付の全部又は一部の支払いの一時差止め(以下「保険給付の一時差止め」という。)を受ける世帯主は、国民健康保険税の滞納がその納期限から省令第32条の2に規定する期間を超え、かつ、第5条の資格確認書等(特別療養)の交付を受けている者とする。

(保険給付の一時差止め)

第9条 保険給付の一時差止めを行う場合は、あらかじめ、国民健康保険給付支払差止通知書(第4号様式(様式略))により通知するものとする。

- 2 一時差止める保険給付の額は、滞納額の範囲内とする。
- 3 一時差止める保険給付の対象は、申請に基づく現金給付である療養費、高額療養費、特別療養費、出産育児一時金及び世帯主が受給対象となる葬祭費に限る。
- 4 法第 63 条の 2 第 3 項の規定により、差し止めた保険給付の額から滞納額を控除する場合は、あらかじめ、国民健康保険給付金控除通知書（第 5 号様式（様式略））により通知する。

（保険給付の一時差止の解除）

第 10 条 保険給付の全部又は一部を差し止められた者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該差止めを解除し、国民健康保険給付差止解除通知書（第 6 号様式（様式略））により通知するものとする。

- (1) 第 6 条の規定により、資格確認書等（特別療養）に換えて資格確認書等が交付されたとき。
- (2) 政令第 1 条の 2 に規定する特別の事情が生じたとき。

（世帯合併・世帯分離又は世帯主変更）

第 11 条 資格確認書等（特別療養）が交付されている世帯主が世帯合併により新たな世帯の世帯主となった場合には、世帯全員に資格確認書等（特別療養）を交付する。また、資格確認書等（特別療養）が交付されていない世帯の世帯主が世帯合併により資格確認書等（特別療養）が交付されている世帯の世帯主となった場合は、その世帯全員に資格確認書等を交付する。

- 2 既に資格確認書等（特別療養）が交付されている世帯主が属する世帯が世帯分離を行った場合、当該世帯主が引き続き世帯主となる世帯には資格確認書等（特別療養）を交付し、当該世帯主以外の世帯には、資格確認書等を交付する。
- 3 前 2 項によらない原因により、世帯主変更が生じた場合にはその世帯に資格確認書等を交付する。
- 4 新たに資格確認書等の交付を求めるための形式的な世帯合併、世帯分離又は世帯主変更と認められるときは、従前の期限の資格確認書等（特別療養）を交付する。

（弁明の機会の付与）

第 12 条 省令第 27 条の 5 の 2 の規定により資格確認書等の返還を求めようとするときは、あらかじめ、当該世帯主に対し期限を設けて弁明の機会を付与する。

- 2 弁明の機会の付与は、国民健康保険資格確認書等返還請求に係る弁明の機会付与通知書（第 7 号様式（様式略））により通知し、弁明は弁明書（第 8 号様式（様式略））の提出をもって行う。ただし、やむを得ない理由があると認められるときは、口頭による弁明ができる

ものとする。

3 前項ただし書の口頭による弁明の場合は、聴取する職員が弁明調書（第9号様式（様式略））を作成するものとする。

4 弁明にあたり、当該世帯主が代理人を選任するときは、委任状（第10号様式（様式略））その他これに準ずる書面を提出するものとする。

（諸様式）

第13条 この要綱に規定する様式は、次のとおりとする。

- (1) 国民健康保険資格確認書等返還請求等通知書（第1号様式（様式略））
- (2) 国民健康保険届出書兼同意書（第2号様式（様式略））
- (3) 特別の事情等に関する届（第3号様式（様式略））
- (4) 国民健康保険給付支払差止通知書（第4号様式（様式略））
- (5) 国民健康保険給付金控除通知書（第5号様式（様式略））
- (6) 国民健康保険給付差止解除通知書（第6号様式（様式略））
- (7) 国民健康保険資格確認書等返還請求に係る弁明の機会付与通知書（第7号様式（様式略））
- (8) 弁明書（第8号様式（様式略））
- (9) 弁明調書（第9号様式（様式略））
- (10) 委任状（第10号様式（様式略））

（委任）

第14条 法令及びこの要綱に定めるもののほか、事務処理について必要な事項がある場合には別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年12月2日から施行する。